

認定証

福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保 24 番地 4

パラマウント硝子工業株式会社

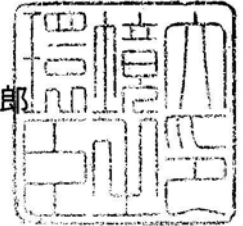
代表取締役 松永 隆延 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者で
あることを証する。

令和 3 年 8 月 2 日

環境大臣

小泉進次郎



記

1. 認定の年月日 平成 17 年 9 月 13 日
2. 認定番号 第 78 号
3. 産業廃棄物の種類

パラマウント硝子工業株式会社（以下「被認定者」という。）が製造したガラスウール製品（被認定者が他人に委託して製造したガラスウール製品を含む。）が産業廃棄物となったものであって、建築物の新築、増築、改築若しくは解体の工事の施工又はガラスウール製品の製造、運搬若しくは保管に伴って生ずるもの

4. 処理を行う区域
全国